

岩手県告示第969号

平成27年11月19日付け官報第6660号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成27年農林水産省告示第2554号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成27年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 一関市巖美町字下菅生沢96の5、119の1、119の13
- (2) 所在が不明である通知の相手方 佐藤鳥藏、佐藤六郎

2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所